

いじめ防止対策方針

神石高原町立三和中学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

いじめは、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめ問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

2 いじめの定義

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「広島県いじめ防止基本方針」より）

3 いじめ防止対策の基本となる事項

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものであり、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの未然防止

- (ア) 生徒一人一人の状況を的確に把握し、いじめを見逃さないためにも学校全体で組織的に取組む。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が主体的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権に関わる学習・集会等を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- a 生徒対象いじめアンケート調査 年3回（7月，11月，3月）
- b 保護者対象いじめアンケート調査 年2回（7月，11月，3月）
- c 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査
年4回（5月・7月・10月・2月）

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- a スクールカウンセラーの活用
- b 「いじめ・体罰・セクハラ相談窓口」の設置

(ウ) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、家庭で情報機器を安全に扱えるよう啓発活動を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止委員会」の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止委員会」を設置する。「いじめ防止委員会」は学期に一度、定例化して開催する。ただし、必要な事案が発生した場合は、臨時に開催することもある。

< 構成員 >

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事，各担任

< 活 動 >

- (ア) 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で共有する（組織的対応）。
- (イ) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査，教育相談等）
- (ウ) いじめ防止に関すること。
- (エ) いじめ事案に対する対応に関すること。
- (オ) いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

< 開 催 >

定期的に行っている生徒指導部会で生徒の状況等の確認を行い，その内容を「いじめ防止委員会」で検討する。いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は，すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と，いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) 「いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは，保護者と連携を図りながら，一定期間，別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように，いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、神石高原町教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。